### 東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議 小委員会の進め方について

- 1 テーマについて (アンケート調査結果から)
- 2 委員選定
- 3 開催時期

## 2 委員の選定について

(委員)

第2条 小委員会の委員は東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議設置要綱第3条で定める構成員の中から、特定の検討事項に応じて習志野健康福祉センター長が依頼する。

(小委員会の招集及び運営)

第4条 小委員会は、習志野健康福祉センター長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、小委員会の議事を進行する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときのほか、議事の内容により委員長に利益相反が生じるおそれがある場合は、副委員長がその職務を代理する。
- 4 小委員会には必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

5 小委員会は非公開とし、協議結果については委員長が東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議において報告する。

(東葛南部地域保健医療連携・地域医療構想調整会議小委員会設置運営要綱から抜粋)

### 1 テーマについて

資料 6

東葛南部地域医療連携に係る課題の調査結果の中から回答数の多い項目であること。

### 回答数の多かった項目

- 1 診療所(かかりつけ医)と病院、病院間、 他施設、行政の連携問題 (退院・転院先の受け入れ調整問題を含む)
- 2 病床機能・病床整備について
- 3 医療従事者の不足と人材確保
- 4 周産期問題(精神科疾患含む)

# 3 開催時期

- 令和2年度の東葛南部地域保健医療連携・地域 医療構想調整会議(全体会議)は11月頃に行う 予定である。
- ・小委員会の協議結果については委員長が全体会議において報告することとなっているため、小 委員会の開催は全体会議の前に行うよう準備を 進める。

4